

特別な事情により定期の予防接種の機会を逸した者に対する予防接種について

予防接種法施行令及び予防接種法施行規則により、特別な事情により定期の予防接種の機会を逸した者について、下記のとおり実施します。

1. 対象者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、または厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルスおよび高齢者のインフルエンザを除く定期接種の期間内に予防接種を受けることができなかつた方

2. 特別な事情（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）

① 長期にわたり療養を必要とする疾病

次のイからハまでに掲げる疾病にかかったこと

イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

ハ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの

（注）上記に該当する疾病の例は別表に掲げるとおり

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

3. 定期接種とする期間

当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの期間。

ただし、高齢者用肺炎球菌及び帯状疱疹は、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの期間。

※注) 以下のワクチンは接種年齢に上限があります。

五種混合：15歳未満、四種混合：15歳未満、BCG：4歳未満、ヒブ：10歳未満

小児用肺炎球菌：6歳未満

4. 医療機関における事務手続

対象者に予防接種を実施した場合、別紙「特別な事情により定期の予防接種の機会を逸した者について」に必要事項を記入のうえ、予防接種券に添付して提出してください。

5. その他

特別な事情に該当するか不明な場合は、必ず接種前に医療機関よりお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟市保健所 保健管理課 感染症対策室 電話：025-212-8123

R7.4

【特別な事情により定期の予防接種の機会を逸した者について】

接種対象者氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 男・女

住 所 新潟市 区 _____

病 名 _____ 発病年月日 平成 令和 年 月 日

【定期の予防接種の機会を逸した理由】

上記の理由により予防接種法施行令の対象期間内での接種が不可能でした。

令和 年 月 日以降は接種が可能と思われます。

機会を逸した定期予防接種の種類

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名